

令和4年2月8日（火） 午後1時57分

令和4年

滋賀県国民健康保険団体連合会

第1回理事会

滋賀県国民健康保険団体連合会

令和4年第1回理事会議事録

開催日時 令和4年2月8日（火曜日） 午後1時57分開会

開催場所 ピアザ淡海滋賀県立県民交流センター 207会議室

出席役員数（12人）

理事長	橋川 渉	草津市長
副理事長	野瀬 喜久男	甲良町長
副理事長	桂田 俊夫	
兼常務理事		
理事	三日月 大造	滋賀県知事（代）
	佐藤 健司	大津市長
	小椋 正清	東近江市長
	宮本 和宏	守山市長（代）
	福井 正明	高島市長（代）
	平尾 道雄	米原市長
	野村 昌弘	栗東市長（代）
	伊藤 定勉	豊郷町長
	越智 眞一	医師国保組合理事長

○開 会

午後 1 時 5 7 分開会

◇竹若局長 どうも皆さん、第 1 回の理事会へのご出席ありがとうございます。定刻より少し早いですが、皆さんお揃いでございますので、只今より令和 4 年第 1 回理事会を開催させていただきます。

開会に当たりまして、橋川理事長よりご挨拶を申し上げます。

◇橋川理事長 皆様こんにちは。

本日、理事会を開催いたしましたところ、何かと公務ご多忙の中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、国保を取り巻く情勢につきましては、申し上げるまでもなく、被保険者の高齢化、医療費の増大、また所得水準の低い被保険者が多いという、そういう課題がございまして、保険料、保険税の負担率が高いという、これは構造的な課題でございますが、極めて厳しい運営が続いております。

このような状況の中、令和 3 年 3 月 3 1 日でございますが、厚生労働省・支払基金・国保中央会の 3 者連名で公表されました「審査支払機能に関する改革工程表」に基づきまして、審査結果の不合理的な差異の解消や、システムの整合的かつ効率的な在り方の実現に向けた取り組みが進められております。

国保連合会といたしましては、システム更改に向けて、引き続き国庫補助金の確保に向けて取り組みますとともに、可能な限り経営努力に努めてまいりますので、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

あわせまして、基幹業務である審査支払や保険者サービスの充実に取り組むとともに、県・市町事務の共同事業実施による効率化を引き続き図ってまいり所存でございます。

本日は、医療費支払額等に関する本年度予算の補正、令和 4 年度の事業計画及び予算等について、総会附議に向けたご審議をお願いするものでございます。何とぞ慎重なるご審議を賜りまして、ご承認いただきますようお願い申し上げます。簡単ではありますが開会に当たりましての挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

◇竹若局長 ありがとうございます。

次に、出席状況でございますが、国保連合会理事 1 2 名中、委任出席も含めまして、全員出席でございますので、本日の理事会が成立することをご報告させていただきます。

次に、理事会の議長でございますが、規約第33条第1項によりまして、理事長が当たることになっておりますので、橋川理事長、どうぞよろしくお願い申し上げます。

◇橋川理事長 それでは、議長を務めさせていただきます。

まず、規約第35条第4項及び第36条第2項の規定により、本理事会は公開とし、議事録についても公表することといたします。

次に、規約第36条第1項の規定により、議事録署名者を選出いたしたいと思いますが、議長から指名させていただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇橋川理事長 異議なしの声がございました。それでは、私のほうから指名させていただきます。

大津市長の佐藤理事さんと、豊郷町長の伊藤理事さんのお二人にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

それでは議事に入ります。なお、本日の理事会は3時半頃をめぐりに終えたいと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。

まず、議案第1号、滋賀県国民健康保険団体連合会職員服務規制の一部を改正する規則の制定についてから、議案第5号、令和3年度滋賀県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出第二回補正予算についてまで、を一括議題といたします。事務局の説明を求めます。

◇林課長 失礼いたします。それでは、令和3年度の規則改正及び補正予算ということで、第1回理事会の議案のほうをご説明させていただきたいと思っております。

資料につきましては、資料1-1、1-2のほうで取りまとめておりますので、そちらのほうでポイントを絞ってご説明をさせていただきたいと存じます。着座にて失礼いたします。

まず、資料1-1、1つ目の規則の改正、制定でございます。議案の第1号関係となります。本会の服務規則の一部を改正する規則の制定でございます。主な改正といたしましては、不妊治療にかかる通院のための特別休暇として5日以内、また体外受精等にかかる場合は10日以内ということで、新たな休暇を設けるものでございます。

次に、令和3年度の補正予算でございます。議案の第2号から第5号までということになります。そのうち、それぞれ議案書につきましては、4ページから34ページに記載の部分でございますが、国保、介護、障害、後期、4つの特別会計について補正を行うもの

でございます。それぞれの内訳を資料1-1の1ページ、下から記載をしております。

まず、事務執行を伴う各業務勘定でございます。1つ目の診療報酬審査支払特別会計、議案第2号関係でございますが、国庫補助金の返還に関する補正ということでございます。会計検査院の指摘による再確認の結果、自主返還が生じたために行う補正ということでございます。

次に、1ページおめくりいただきまして、2ページ目の②介護保険事業関係業務特別会計でございます。議案第3号関係でございます。こちらにつきましては、電子証明書発行手数料の増加見込みに伴う補正で100万円の増、償還払い等の増加見込みに伴う補正で6,000万円の増ということでございます。こちらにつきましては、いずれも診療報酬の受け払い的な要素を持つものでございます。

そして、次の3番目でございます。議案第4号関係の障害者総合支援法関係業務等特別会計でございます。こちらについても、先ほどと同じく、電子証明書発行手数料の増加に伴う補正で190万円、それから、医師意見書作成料及び償還払いで400万円の補正ということでございます。また、請求件数の増加見込みに対して、国保中央会への負担金も増加しまして、その分、予備費から50万円、歳出内で補正をするという対応でさせていただきたいと存じます。

次に、④の後期高齢者医療事業関係業務特別会計でございます。議案第5号関係でございます。令和3年度の後期高齢者医療制度関係業務事業費補助金ということで、156万2,000円補助されるということで、そちらについて補正をするものでございます。

次に(2)診療報酬の受け払いを行う各支払勘定についてでございます。

①の国民健康保険診療報酬支払勘定でございます。28億円の補正、高額療養費については3億6,200万円の補正をさせていただきたいというものでございます。医療費の状況でございますが、昨年、新型コロナウイルス感染症の影響によって、受診控えが起っておりましたが、現在、受診のほうは、徐々に戻ってきておりまして、医療費も新型コロナウイルス感染症の発生前の令和元年の水準に戻りつつあるという状況となっております。

それから、2つ目の公費負担医療に関する診療報酬支払勘定でございます。総合支援法から難病法まで、それぞれ公費についての補正ということでございます。特に新型コロナウイルス感染症の影響ということで、感染症が増加しておりまして、こちらを1億2,100万円の補正ということでございます。そして、3番目の介護給付費等支払勘定4億2,

000万円、4番目の障害介護給付費支払勘定6億3,000万円、5番目の障害児給付費支払勘定1億1,200万円につきましても、それぞれ報酬の増ということで補正をお願いするものでございます。そして、6番目の後期高齢者公費負担医療に関する診療報酬支払勘定でございます。こちらについても感染症の増加ということで、3,200万円の補正ということでございます。

あと、資料1-2につきましては、今、申し上げた内容を総括表としてまとめておりますので、ご参照いただければと存じます。

以上でございます。どうぞよろしく願いをいたします。

◇橋川理事長 只今の議案に関しまして、ご質問、ご意見はございませんか。挙手の上、お願いをいたします。

ございませんか。

ないようでありますので採決に入ります。議案第1号から議案第5号まで、原案どおり決することについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇橋川理事長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第1号から議案第5号まで、原案どおり決することといたします。

次に議案第6号、滋賀県国民健康保険団体連合会理事長表彰について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

◇竹若局長 それでは、本日の第1回の理事会の議案の35ページのほうをお開きいただきたいと存じます。すみません、着座にて説明をさせていただきます。

議案第6号、滋賀県国保連合会理事長表彰について提案をさせていただきます。本議案につきましては、本会表彰規程に基づきまして、国保事業や介護保険等の推進、並びに発展に貢献された方々について、一定の基準に基づきまして、保険者等関連団体から推薦のあった方々を理事会にお諮りさせていただいて、決定するものでございます。本年度に推薦をいただいた方々については、次の36ページから記載させていただいておりますので、ご参照ください。

36ページでございます。理事長表彰授与者の表彰区分ごとの内訳といたしましては、国民健康保険診療報酬審査委員会委員が7人、国保事業の運営に関する協議会委員が12人、国保直営診療施設医師が2人、国保直営診療施設療養関係従事者が19人、そして39ページに参りまして、市町保健師が13人の、以上53名の方々のご推薦をいただいて

おりますので、本日の理事会にお諮りいたしまして、ご決定をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

◇橋川理事長 只今の議案に関しまして、ご質問、ご意見はございませんか。

ないようですので採決に入ります。議案第6号を原案どおり決することについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇橋川理事長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第6号は原案どおり決することといたします。

次に議案第7号、通常総会開催日についてであります。事務局の説明を求めます。

◇竹若局長 同じく理事会議案の続きの39ページをご覧いただきたいと存じます。議案第7号、通常総会開催日について提案をさせていただきます。

本会の通常総会を、令和4年2月18日金曜日、午後2時より、本日と同じく滋賀県立県民交流センターの大会議室にて開催させていただきたく、理事の皆様方には、大変、年度末でお忙しいときとは存じますが、ご出席を賜りますようよろしくお願い申し上げます、提案に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◇橋川理事長 只今の議案に関しまして、ご質問、ご意見はございませんか。

ないようでありますので採決に入ります。議案第7号を原案どおり決することについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇橋川理事長 ありがとうございます。全員賛成と認め、総会は原案どおり、2月18日午後2時から開催することといたします。

次に議案第8号、通常総会附議事項について、を議題といたします。通常総会の議案第1号、令和4年度滋賀県国民健康保険団体連合会事業計画についてから、議案第12号、令和4年度滋賀県国民健康保険団体連合会公費負担医療に関する診療報酬支払資金公費負担者予納金予納については、いずれも関連いたしますので、一括審議といたします。各議案について、事務局の説明を求めます。

◇岡田次長 それでは、右肩、資料ナンバー2-1でご説明をさせていただきます。令和4年度の滋賀県国民健康保険団体連合会事業計画でございます。総会におきましては、附議事項の議案第1号になります。着座にて説明をさせていただきます。

まず、1ページをご覧ください。基本方針でございます。基本方針については2点ございます。

1つ目でございますけれども、審査支払業務の専門集団としての役割に加えまして、医療・保健・介護・福祉業務を支援する専門集団として、保険者の皆様方からお認めいただけるよう努力をしております。

2つ目でございます。保険者とは運命共同体であるとの認識のもと、業務の効率的・効果的執行に心がけるとともに、保険者の負担軽減を図り、最少の経費で最大の効果が得られるよう、中期経営計画の目標達成に向けて計画的に取り組んでまいります。

続いて2ページをご覧ください。事業の柱でございます。柱につきましては3つございます。

まず、1点目が保険者事務の支援でございます。こちらにつきましては、滋賀県国民健康保険運営方針に基づく市町事務の効率化等、そして、後期高齢者医療業務の効率化に向けた受託業務の拡大について、これまでのノウハウが最大限活用できるよう、一層の支援拡充に取り組んでまいります。

2つ目は保険者が行う保健事業でございます。PDCAのサイクルに沿いました、効果的・効率的な保健事業が展開できるよう、保健事業支援・評価委員会、あるいは国保のデータベースシステム等を活用して、保健事業の評価、データ分析等の支援を行ってまいります。

3つ目でございます。基幹業務の審査の充実に向けましては、厚生労働省、支払基金、国保中央会連名によります改革工程表に基づきまして、審査基準の統一化を図ってまいります。3ページの2番の重点目標について、7項目は変わってございません。

続いて4ページをご覧ください。3番といたしまして、新規拡充する事業について、議案のほうから抜粋をしております。全体で10項目ございます。

まず、(1)でございますけれども、方針の中で出てまいりました中期経営計画でございます。こちらにつきましては、令和5年度以降の次期計画の策定に取り組んでまいります。

(2)でございます。国民健康保険制度への対応ということで、オンライン資格確認等システムが、昨年の10月から稼働しております。そちらから抽出をされます加入勧奨の活用に関する情報について、国民健康保険の資格管理の適正化を図ることを目的に、国保中央会と市町村の間の経由事務を行ってまいります。

(3)の国保総合システムに関する事項でございますけれども、令和6年度以降、国保総合システムが更改となります。こちらの開発・運用経費について、保険者あるいは被保険者の皆さんにご負担が生じないように、国庫補助の確保に全力で取り組んでまいります。さらに一時的な費用の増大に備えるため、ICT積立資産の造成を図ってまいります。

(4)でございます。審査支払に関する事項でございますけれども、こちらにつきましては、審査基準の差異の解消、あるいはコンピューターチェックの統一に向けた取り組みについて、全国の国保連合会とともに進めてまいります。

具体的には、1つ目の審査結果の不合理的な差異解消に向けた審査委員会との連携でございます。地区、ブロックの審査委員会、あるいは全国の審査委員会会長会議等で迅速に対応できるよう、審査委員会との連携強化に努めてまいります。

そして、2つ目でございます。審査基準の統一化と併せてコンピューターチェックの共通設定を図りまして、より一層、審査の適正化と保険者からの再審査の減少に努めてまいります。

3つ目は、資質の向上でございます。これまで、国保中央会が主催をいたします「審査事務共助知識力認定試験」を受験しておりましたけれども、新たにスキルアップを図るため、「診療報酬請求事務能力認定試験」を受験して、レベルアップを図ってまいります。

4つ目でございます。療養費の審査でございます。あんま、はり・きゅう、マッサージ等の療養費の適正化のため、患者調査及び調査後の効果測定に必要な情報を保険者に提供し、支援の充実強化を図ってまいります。

5つ目でございます。福祉医療の審査支払等でございます。支払基金から提供されます被用者保険分のレセプトデータを基に、資格確認にかかる帳票の作成、あるいは月報等の作成の共同処理を行いまして、県、市町における事務の省力化に努めてまいります。

続いて(5)でございます。後期高齢者医療の事務代行に関することでございます。こちらにつきましては、令和2年の6月以降、後期高齢者医療業務効率化について、国保連合会と広域連合さんと、双方によります検討ワーキンググループの設置がされまして、業務の受託について検討がなされ、結果報告が行われたところでございます。令和4年度につきましては、大きくは給付業務関係で2つ、そして、保健事業関係で2つの業務を受託して、以降についても可能な限り受託の拡充に努めてまいります。

ページをおめぐりいただきまして、6ページでございます。保健事業関係につきましては、健康づくり推進に関する情報の提供、そして、市町保健事業の支援ということで、シ

システムについての操作研修、資料作成支援などを行って、保険者さんにおける保健事業の円滑な実施を支援してまいります。

(8)と(9)につきましては、昨年の11月に閣議決定をされました、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に基づく介護職員の処遇改善支援補助金事業でございます。こちらにつきましては、介護職員を対象とした賃上げの相当額に対する補助事業に関する支払いを実施してまいります。これから、県との契約によりまして、事業所あるいは施設への交付額の算定、あるいは補助金の振込通知等を行ってまいります。(9)の下に、なお書きで書いてございますが、これらにつきましては、介護、障害ともに、国から正式に示され次第、必要な措置、規則、あるいは補正予算等の対応を取ってまいります。

以上でございます。

◇林課長 続きまして、令和4年度の滋賀県国民健康保険団体連合会各会計予算につきまして、ご説明をさせていただきます。ページにつきましては、先ほどの続き、7ページ、それと、もう一つ、資料のほうで2-2、各会計予算の総括表というA3版の資料でございます。こちらも見比べながら、恐れ入りますけれどもご覧いただければと存じますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

まず我々の会計でございますが、一般会計と8つの特別会計で構成されております。勘定につきましては全部で22ということでございます。そして、大きく大別いたしますと、保険者様、広域連合様から手数料、負担金を頂いて、それを財源に審査支払の事務執行を行う6会計。これは資料2-2で申し上げますと、網かけをしている部分でございます。そして、もう一つは診療報酬等の受け払いをする16の会計の2つに分かれます。

そして、令和4年度の予算の総額でございます。資料2-2をご覧くださいますと、一番下から3段目の合計の欄でございます。総額で約4,300億円、前年度比2.4%の増ということでございます。そのうち、事務執行を伴う網かけの6つの会計につきまして、この合計は資料2-2の下から2段目のところでございますが、保険者からの負担金、手数料で運営する6会計の合計でございます。前年度比1.3%増で、約36億円ということでございます。

そして、この6会計でございますが、今年度、いくつか増減要因がございます。まず、市町の保健事業支援ということで、昨年度、KDB補完システム等の導入を行っておりますが、今年度はそういうのがないということで減になる。それから、国保総合システム開発負担金ということで、減価償却引当資産を繰り入れて執行する。これは増の要因でござ

います。また、後期高齢者業務の拡充事業ということで、こういったものも増の要因となつてございます。

そして、その次の診療報酬の支払勘定の合計でございますが、資料2-2で申し上げますと、一番下のその他の支払いの合計になります。2.4%増の約4,270億円ということでございます。

そして、特に大きい国保、後期の診療報酬でございます。こちらにつきましては、国保が議案第3号ということで、上から3段目のところでございますが、国民健康保険診療報酬支払勘定ということで、約974億円ということで2.0%増でございます。こちらにつきましては、現在、上半期でございますが、医療費が滋賀県で6.2%の増、全国平均で5.8%の増ということで、いずれも増加ということでございます。

それから、後期高齢でございますが、議案第9号のところでございます。約1,682億円ということで、1.6%の増ということでございます。こちらについても、医療費が滋賀県で3.1%の増、全国平均で3.5%の増ということでございます。

次に、恐れ入りますが、資料2-1のほうに戻っていただきまして、10ページのほうをご覧くださいと思います。事務執行を伴う6つの会計についてご説明をさせていただきます。

令和4年度の予算につきましては、事務の効率化による人件費の抑制や経費節減を下記の枠囲いの取り組みをしながら、令和6年度、令和8年度に行われる国保総合システム更改への備えとして、ICT積立資産の造成をさせていただきたいと存じます。

そして、次に11ページでございます。負担金、手数料の見直しのところでございます。一般負担金、事務費割については、過去のときからすると大幅に減少してきたという経過がございまして、保健事業等の適正な運営ができるよう、1%の見直しをお願いいたします。

その次に、(2)でございます。保健事業等保険者支援負担金、その他事業負担金、KDB以外分でございます。これは国保中央会の負担の見直しということでございますが、こちらについては、県に見直し相当分のご支援をいただいて、市町にその分の負担を求めない形で対応をするということでございます。

それから、1ページおめくりいただきまして、12ページでございます。国保・福祉審査支払手数料でございます。令和3年度から、被用者保険分にかかる福祉医療費の移行に伴う手数料の段階的見直しということで、国保については64円、福祉については82円

の見直しをお願いするものでございます。

そして、13ページでございます。(4)の特定健診等費用手数料でございます。こちらにつきましては、保険者負担の軽減を図るために、過去の積立金を充当してまいりましたが、当該積立金が枯渇をしてきたということで、段階的な見直しをお願いするものでございます。

そして、1ページめくっていただきまして、14ページでございます。障害者総合支援審査支払手数料でございます。こちらにつきましても、特定健診等費用手数料と同様に積立金が枯渇をしてきたというところでございますので、見直しをお願いするものでございます。

そして、(6)介護保険審査支払手数料でございますが、こちらについては据え置きということでございます。ただ、現在、国保中央会において、介護保険をはじめ、各種システムの次期更改のための精査ということで、そういう作業が行われております。令和5年度以降の手数料について、また改めてご相談させていただきたいと存じますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

そして、15ページでございますが、各種手数料の単価の一覧となっておりますので、ご参照いただければと存じます。

続きまして、16ページでございます。その他の予算関連事項ということで、議案第11号、一時借入金の限度額についてということでございます。附議事項については163ページの記載でございますが、一般会計及び5つの特別会計の支払いに充当するというところで、一時借入れをすることができるものであり、借入れの上限額の総額を18億円とするものでございます。

それから、議案第12号、公費負担医療に関する診療報酬支払資金公費負担者予納金予納についてです。こちらについては、附議事項164ページから174ページに記載のものでございます。公費負担医療診療報酬支払に充当するための予納金ということで、国保にかかる分については2億3,339万7,000円、後期分については7,090万円を予納金として予納いただくというものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

◇橋川理事長 只今の総会附議事案に関しまして、ご質問、ご意見はございませんか。ございませんか。

いくつか手数料が上がるというようなこともございますけれども、これまでの経過もご

ざいまして、こういう形で進めさせていただきたいと思ひます。

それでは、ないようでありますので採決に入ります。通常総会の議案第1号から議案第12号までを、原案どおり通常総会に附議することについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇橋川理事長 ありがとうございます。全員賛成と認めて、通常総会に附議をいたします。

次に議案第9号と議案第10号はいずれも人事案件でありますので、最後に一括審議をしていただきます。

次に、事務局より報告事項をお願いいたします。

◇林課長 失礼いたします。続きまして、専決処分の報告ということでございます。恐れ入りますが、通常総会附議事項冊子の175ページをご覧くださいと存じます。青い合紙の入っている次のページとなります。

専決でございますが3点ございます。1つ目でございますが、診療報酬審査支払特別会計歳入歳出第四回補正予算でございます。こちらにつきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業につきまして、本会で請求支払を行っておりますが、その取り扱いが増加したということで、その増加による補正ということでございます。

そして、2つ目でございます。同じく第五回の補正予算となっております。こちらにつきましても、同じく新型コロナウイルスワクチン接種事業関連でございますが、第3回の接種券作成を希望する市町からの委託を受けて実施する補正ということでございます。

それから3点目でございます。一般会計歳入歳出第二回補正予算でございます。こちらにつきましても、新型コロナウイルスワクチン接種事業の関係でございます。介護及び障害福祉サービス事業所における感染防止対策支援の支払を実施するための補正ということでございます。令和3年10月1日から12月までに購入した衛生用品への支援金ということで、支払事務を行うということで、県から委託を受けまして実施をします。全国の国保連合会でも実施をされるものでございます。

以上でございます。

◇橋川理事長 報告事項でございますが、質問はございませんか。

ないようでありますので、次に、その他事項として、国保総合システム更改について、事務局の説明を求めます。

◇竹若局長 本日の資料の資料5のご用意をよろしくお願ひします。少しお時間をいただきまして、国保総合システムの更改について説明させていただきます。

冒頭、理事長様のご挨拶にもございましたけれども、このシステム更改に向けて、昨年度から要請行動を行っております。令和4年度の54億円については、国庫補助の予算措置がつかしました。そして、令和5年度の当初予算の概算要求に向けて、今、全国の連合会とともに取り組んでいるところでございます。

それでは表紙をおめくりいただきまして、そのシステムについてでございます。

1ページからでございますけれども、国の審査支払機関の効率的な在り方について検討がなされまして、今般、改革工程表に基づきまして、国の指導で、クラウド化を含めて国保総合システムの更改が進められることになりました。この国保総合システムは全国の標準システムでございますので、品質保証でございますとか、あるいは障害対応に鑑みますと、開発期間が非常に短く、令和6年度と令和8年度の2段階の更改が必要になったところでございます。それに伴いまして、一時的な費用の増大が見込まれているところでございます。

ですので、その更改にかかる財源についてどうするかということでございますが、次の3ページのほうをお開きいただきたいと存じます。

昨年の7月の総会の折にご意見を頂戴いたしました借入金についてでございます。借入れは可能でございますけれども、国や県にはそのような借入れの仕組みはございませんので、金融機関から借り入れることとなります。そうしますと、いつまで借りられるのかということになるんですけれども、4ページに、今のこのシステム更改にかかる財源の見込みの表がございます。その中の一番下の列になりますけれども、令和14年度、これから10年先に、やっと手数料の軽減が図れるというような計画になっているということでございます。ですので、財源の不足する期間が10年と長期にわたり、毎年借り増しをしていくというような形になります。これは現実的ではございませんので、本会といたしましては、可能な限り運営努力をして、原資を捻出した上で、あらかじめその財源を積み立てさせていただいて、この更改に備えていけたらというふうに考えているところでございます。

次の5ページをお開きいただきたいと思います。

枠の中の3つ目のポツでございますが、財源の捻出方法でございますけれども、令和4年度から9年度の6年間で、毎年一定額をICT積立資産として積み立てさせていただいて、手数料負担の平準化をお願いできないかというふうに考えているところでございます。

では、その積立金がどれだけ必要かということでございますが、下の箱枠のほうでござ

います。試算方法ということで、試算させていただいているわけですが、新たに必要な費用でござい、開発経費や運用経費から、現在保有いたしております積立金や不要になる経費を差し引かせていただきまして算出をいたしますと、右下にござい、ます2億9,400万円が不足するということにござい、ます。その約3億円をどうやって捻出するかということにござい、ますが、次の7ページをお開きいただきたいと存じます。

下の箱枠のところになっておりますけれども、3分の1の約1億円を本会の運営努力で捻出し、残りの約2億円について、何とか手数料でお願いできないかということにござい、ます。具体的には、8ページの下枠囲みのところになりますけれども、令和4年度については、先ほど説明のありましたように、被用者保険分の福祉医療費の移行に伴いまして、64円ということにござい、ますので、翌令和5年度からの5年間、約4,000万ずつ、手数料でい、ますと4円ずつ引き上げをお願いいたしたく、何とぞご理解とご協力のほど、よろしくお、願い申し上げます。

続いて、9ページをお開きいただきたいと思、います。

これは連合会の性格になっておりますけれども、連合会は市町から委託を受けて、審査支払という極めて公共性の高い業務をやっているわけにござい、ますけれども、税法的には課税法人ということにござい、ます。箱枠の中にござい、ますように、実費弁償方式ということで、必要な経費分しか手数料で徴収できないということになってお、りまして、剰余が生じた場合については保険者様にお返、しするというにござい、ます。そして、国通知によりまして、このような厳格な経理のルールでありますとか、積立金の制限もあるというものでござい、ます。

続いて11ページをお開きいただきたいと思、います。今までの手数料の変遷を整理させていた、だきました。

12ページのグラフのほうをご覧いただきたいと思、いますけれども、やはりシステムの動向によりまして、その年の必要経費が変動いた、しますので、手数料単価が大きく変動しているというところ、にござい、まして、独自で汎用機で運用してお、りました平成11年度までについては87円にござい、ましたけれども、全国の標準システムを入れてからは64円まで引き下、げさせていただいて、そして、課税問題があ、って、一番低いときには44円まで引き下、げさせていただいたということにござい、ます。このような形で手数料がその歳出に見合、って変動するという形にござい、ます。本会といた、しましては、今般の国保総合システムの更改に際、しましては、引き続き国庫補助の確保と、費用の軽減の要請を国のほうに行

いますとともに、可能な限り運営努力に努めてまいりますので、市町の皆様方には大変ご負担になるとは存じますが、令和5年度からの手数料の引き上げを申し上げる次第でございます。何とぞご理解のほど、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

◇橋川理事長 この案件につきまして、ご質問、ご意見がございましたらお願いをいたします。

ございませんか。

前回、昨年7月の総会の際にも、この案件を出させていただいて、そのときのご意見も踏まえて、さらに長期の、この計画を4ページに書かれているようなことで、令和14年度になれば削減が出てくる、効果が出てくるというようなところを出しておりますのと、それから、そのときにも申しましたが、国に対して、これは国の責任で支払基金等を引っ張ってシステムを更改するというのもあるので、国のほうで責任を持った補助金を、ということで、私も中央、国のほうに要望活動も行いました。それによって、国からは54億円、単年度の補正予算で確保したと。これは、システムの初期費用でございますので、今後、国に強く働きかけなければならぬのは、システムの運転経費、運営費についても引き続き、全国挙げて国に補助の確保の要望活動はさせていただくということにしております。

それと、今、申しましたが、令和13年度まで、こういう形で手数料を2円、2円で4円、その分として引き上げて、それを上げていくということですが、令和14年度からは、これ手数料、このままの計画だったら下がってくるんですかね。

◇竹若局長 そうですね。低減されてくるというふうな想定でございますけれども、途中でその低減が図れてくるかも分かりませんので、システムの如何によって、動向を見ながら、また皆様方とご相談をさせていただかないといけないと、そういうふうに思っているところでございます。

◇橋川理事長 そういうお答えしか今のとこできないですけど。先の話ではありますけれども、そこらで手数料は、引き上げは一旦させていただきますけれども、下がる方向に持っていくようにいろいろ努力をしていくと、国への働きかけも含めてしていきたいと思っております。

それでは、ご意見、ご質問はございませんか。

ないようでありますので、この件はここまでとさせていただいて、最後に議案に戻りま

して、議案第9号、滋賀県国民健康保険団体連合会事務局長の任免同意について、及び議案第10号、滋賀県国民健康保険団体連合会参与の選任について、を一括議題といたします。事務局の説明を求めます。

◇桂田副理事長 それでは、この件は私のほうから説明させていただきます。座って説明いたします。

議案のほうに関わりがございますので、竹若事務局長と岡田事務局次長には、一旦、退室のほうをお願いいたします。

[事務局長、事務局次長 退室]

◇桂田副理事長 議案第9号でございます。議案第9号は、規約第32条第3項により、事務局長の任免につきまして理事会の同意を求めるものでございます。

現事務局長の竹若局長は、本年3月31日をもって定年退職いたしますので、同日付で事務局長を免ずることとして、その後任の事務局長には、現事務局次長の岡田考男氏を4月1日付で任命することについて同意を求めるものでございます。

それから、次に議案第10号は、規約第31条第2項により参与の選任をお願いするものでございます。現参与の井口嘉孝氏が、本年3月31日付をもって退任されますので、現在、井口さんが取り組まれている滋賀県国民健康保険運営方針における保険者事務の効率化、この業務は引き続き対応が必要なこともあります。また、昨年3月に策定されました「審査支払機能に関する改革工程表」の実現に向けての諸課題、システム更改に伴う財源確保でありますとか人材の活用・育成、こういった課題への対応も重要な課題でございます。そういったことから、後任に、このたび定年退職を迎える事務局長の竹若秀裕氏を参与として選任いただくことをお願いするものでございます。

任期につきましては、前任者の任期である令和5年7月31日までと考えております。新事務局長及び新参与の候補兩名の経歴につきましては、只今お手元にお配りさせていただいたとおりでございます。

以上、提案説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

◇橋川理事長 只今、説明がありました、事務局長の任免同意及び参与の選任について、ご質問、ご意見はございませんか。

ないようでありますので、提案のとおり選任に同意することについてご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇橋川理事長 ありがとうございます。それでは、令和4年4月1日から、参与に竹若秀裕さん、事務局長に岡田考男さんがそれぞれ就任することに決しました。

それでは、ご両名お入りください。

〔新参与、新事務局長 入室〕

◇橋川理事長 只今、理事会の承認が得られましたので、参与に竹若秀裕さん、事務局長に岡田考男さん、それぞれ4月1日よりご就任願います。

それでは、それぞれお二人とも、ご挨拶をお願いします。

◇竹若新参与 どうも。只今、参与に選任をいただきました竹若と申します。まずもって、今日まで国保連合会の運営にご理解とご支援をいただきましたこと、この場をお借りしまして御礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

そして、ご案内のとおり、国保連合会は市町の皆さんの共同目的の達成のために設立された団体でございますので、基本方針にもございますように、市町が行われます、保健・医療・福祉、そして介護の専門家の集団としてお認めいただくように、今後ともしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

あわせて、今般の国保総合システムの更改でございます。まだまだ課題がありますので、事務局と力を合わせてしっかりと取り組んでまいりたいと思います。引き続き、ご指導とご鞭撻を賜りますことをお願い申し上げます。どうぞよろしくをお願いします。

〔拍手〕

◇岡田新事務局長 次長の岡田でございます。只今、事務局長に任命をいただきまして、ありがとうございました。これからの変革期に向けまして、微力ではございますけれども、保険者の皆様方の負託に応えられるよう尽力をしてまいります。理事の皆様方には変わりませず、ご指導、ご鞭撻をよろしく願いをいたします。

〔拍手〕

◇橋川理事長 続きまして、今回、この3月31日付をもって退任されます井口参与さんからご挨拶をお願いします。

◇井口参与 失礼いたします。貴重な時間をいただきましてありがとうございます。2年前の理事会におきまして、国保連合会が行う共同事業の拡充について担当する参与として選任をいただきました。この2年間、主に取り組んでまいりましたのが、後期高齢者医療関係業務の効率化でございます。県内の各市町、それと県で共同運営をされております、後期高齢者医療広域連合さんからの受託業務を今以上に国保連合会が担っていくというこ

とで、広域連合、各市町の事務の軽減、それから県トータルとしての効率的な事業運営、これを目指すものでございます。受託に向けてまだ協議中のものも二三ございますが、関係者の皆様のご理解、ご協力によりまして、現時点で21のお仕事につきまして、新たに順次お引き受けをしていくということで合意をいたしました。少しずつでも効率化を図っていかねばならないと思っております。

国保連合会が行います共同事業につきましては、まだまだ見直すべき点もございますけれども、当面の課題としておりました後期高齢者医療の関係につきましては、一定の整理ができたということで、ここで退任をさせていただきたく存じます。

2年間、理事の皆様方から頂戴いたしましたご支援、ご指導に対し、お礼を申し上げ、甚だ簡単措辞ではございますが、退任のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

〔拍手〕

◇橋川理事長 どうもありがとうございました。

以上をもちまして、本日の議案、全て終了をさせていただきます。誠に円滑なる進行ということで、ご質問、ご意見がなかったわけでありましてけれども、これ、また今度、総会に諮りますので、総会でいろいろな意見が出たときには、理事の皆様から、またこれを承認するように持っていただきますようによろしくお願いを申し上げまして、理事会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

午後2時51分閉会

上記会議の顛末を記載して間違いのないことを認めるためここに署名いたします。

令和4年 4月 5日

議 長

草津市長

橋 川 涉

議事録署名者

大津市長

佐藤健司

豊郷町長

岡 藤 是 勉